



“被けたなら届けて安心我が家の農業” もっと知りたい農業災害のこと



農業災害とは

異常なる天然現象(豪雨など)により農地(田・畑)・農業用施設(農道・農業用水路・溜池等)が壊れ、その機能を果たせなくなること

農地・農業用施設災害復旧事業は農林水産省所管の事業で、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき**国庫補助**がなされます。

農業災害復旧のまもりごと

届出には期限があります



災害復旧工事の適用を受けようとする農地の所有者又は受益者は、**被災後1週間以内**に届出をしなければなりません。

届出は**災害発生状況報告書**(最寄の市役所支所又は行政センター、市役所農林水産部農林整備課にあります。)に必要事項を記入し、最寄の市役所支所又は行政センター、市役所農林水産部農林整備課に提出してください。

採択には制限があります



最大24時間雨量**80mm以上**、又は最大1時間当り**20mm以上**の降雨量が採択要件となります。

災害復旧工事については、工事費**40万円以上**が採択要件となります。

補助金には限度があります



農地

農地(田・畑)について、実際に耕作している土地で、現に肥培管理を行なっている土地のことをいいます。また、耕作しようとするば直ちに農地として使用できる休耕地等も対象となります。

※宅地内の家庭菜園は対象となりません。

また個人財産である農地は、農地の傾斜度、被害面積に応じ、**復旧限度額**(以下限度額)が算出されます。

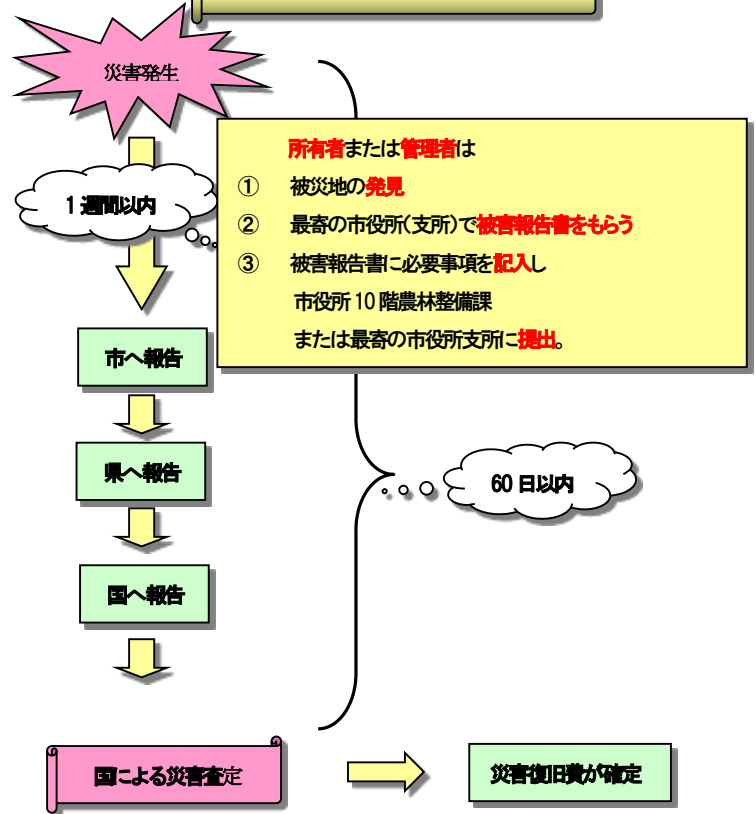
※ **工事費が限度額を超える場合は、所有者の個人負担となります。**

農業用施設

農業用施設(幅員1.2m以上の農道・用排水路・ため池等)の災害については、**2戸以上の受益者**が採択要件となります。

なお、農地と同様に適正な維持管理を行っており、現に利用している施設をいいます。

災害発生から査定までの流れ



復旧限度額について

農地の災害復旧事業には**限度額**があります。

限度額：農地の災害復旧に係る国からの補助金の最大額

算出方法：被災農地面積×国が定める面積当り事業費

例えば、被災農地面積 5a(5アール=5畝)とした場合

5畝×300,000円/畝=1,500,000円が限度額となり、

復旧工事費が限度額1,500,000円以内であれば個人負担はありませんが、限度額1,500,000円を超えれば、超えた金額分は農地所有者の個人負担となります。

※平成18年度からは、上記とは別に復旧工事費が限度額以内でも限度額を超えても、一定の個人負担を徴収するようになります。

お知らせ

農地災害復旧工事において、事業精算額に対し5%相当の受益者負担金を徴収しております。

(国からの補助率が90%を超える場合は補助残の1/2になります)

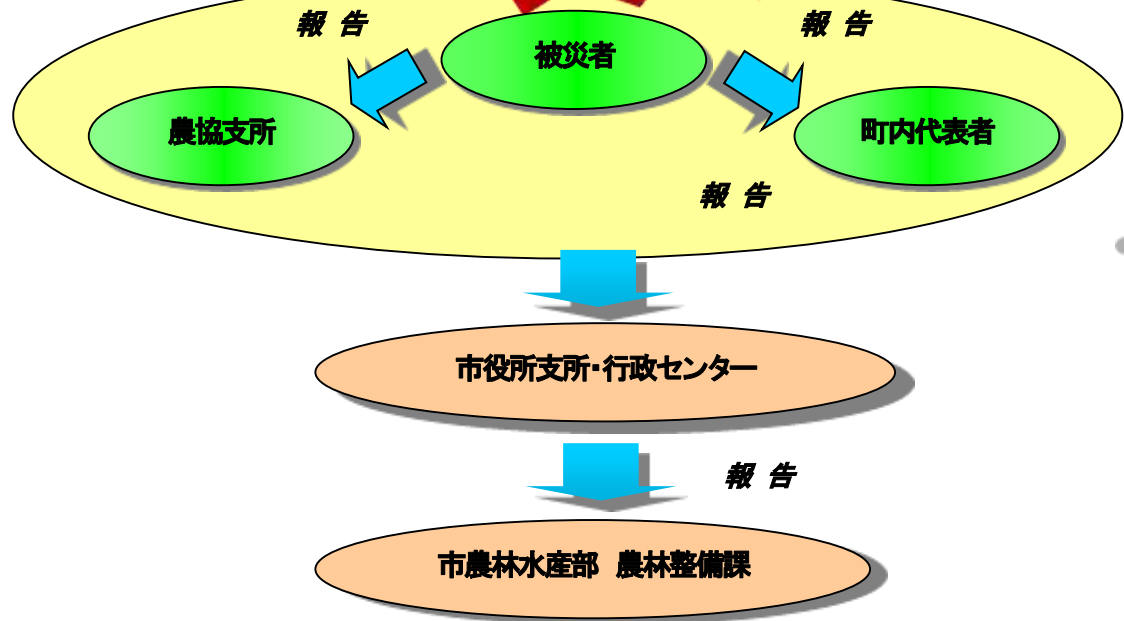
ご不明な点があらわれましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先 佐世保市 農林水産部 農林整備課 農業施設係

電話 代表 24-1111 内線 3045~3047

災害発生から工事まで

災害発生



1週間以内に提出

採択要件
最大24時間雨量 **80mm以上**、
又は最大1時間当り **20mm以上**

※様式:災害発生状況報告書
市役所 10階農林整備課
市役所支所・行政センターに
あります。

田、畑

農地

現地調査

農業用施設

公共の用に供するもの
受益者 2戸以上
農道(幅員1.2m以上)
用排水路
ため池等

復旧工事費
40万円以上

復旧工事費
40万円未満

復旧工事費
40万円以上

復旧工事費
40万円未満

工事は出来ない

工事費が
限度額以内

工事費が
限度額を超える

限度額 : 農地の災害復旧に係る
国からの補助金の最大額
算出方法 : 被災農地面積×国が定める
面積当り事業費

超過分
個人負担出来る

超過分
個人負担出来ない

工事は出来ない

市単独災害復旧事業で工事する

国による災害査定

適正

不適正

工事は出来ない

災害復旧工事

復旧限度額について

農地の災害復旧事業には**限度額**があります。

限度額 : 農地の災害復旧に係る国からの補助金の最大額
算出方法 : 被災農地面積×国が定める面積当り事業費

例えば、被災農地面積 5a(5アール=5畝)とした場合
5畝×300,000円/畝=1,500,000円が限度額となり、
復旧工事費が限度額 1,500,000円以内であれば個人負担はありませんが、
限度額1,500,000円を超えれば、超えた金額分は農地所有者の個人負担となります。